

44	1951 年 12 月 5 日のわが意見に対する国務省のコメント	258
45	新協定案文に関し 1952 年 1 月 14 日提出したわが修正提案	260
46	平和条約第 15 条(a)に基いて生ずる紛争の解決のための協定の署名 に関する 1952 年 1 月 22 日（米国）及び 25 日（日本）の覚書	261
47	1952 年 2 月 5 日英国政府提出の協定第 4 条の新案文及びわが方の 記録	263
48	協定の和文の認証謄本及び協定の末文に関する 1952 年 2 月 29 日 の先方の申入れ	263
49	日本国との平和条約第 15 条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する 協定の署名国及び署名日付表	264

第 1 章 りやく奪財産

1 準備時代

りやく奪財産は、連合国の日本管理の開始後約半年を経た 1946 年 4 月 19 日付りやく奪財産の“**Impounding and Reporting**”に関する連合国メモランダムによつて、その捜査と返還が開始された。

平和条約の準備時代、とくにその前半、すなわちイタリアとの平和条約に類似する平和条約が日本とも締結されるであろうとの想定のもとに準備作業が行われていたころ、りやく奪財産に関するわが方の関心が那邊にあつたかは、当時（1948 年 9 月）外務省が総司令部を通じて国務省に提出した「りやく奪財産の現状」**Present Condition of Looted Property**なる調書（注）が結論として（i）通常の取引によつて日本人の所有物となり日本に搬入されたものまでりやく奪財産として返還を強請されること（ii）戦前からあつた日本人工場または戦争中現地に移駐した日本人工場によつて製産されたものがりやく奪財産として返還を強制されることの不都合を訴え（iii）りやく奪財産に加えられた修理改善を除去することができない場合にはそのまま返還を強制されているのは過重返還であつて日本の経済に大打撃を与える懸念があり、（iv）空爆で大損害を受け、または、自然的に損傷を受けたものを日本人が莫大な費用を投じて修復して使用可能にしたものは返還を免除されてしかるべきであるとの趣旨を遠慮ぶかく述べているところから察知できる。

（注） この調書は、平和条約の内容をなす各種の問題について実情を解明した 36 冊のうちの一つである。1946 年ないし 1950 年の間に作成し、総司令部の承認の下に外交部を通じてアメリカ政府に提出した。実情を解明しつつ当該問題について日本政府の要望を織りこむよう苦心したものである。

イタリアとの平和条約には第 75 条に詳細な規定がある。同様の規定が日本との平和条約にも挿入されるであろうというのが事務当局の想定であつた。例えば、上記の調書から約 1 年を経過した 1949 年 8 月作成の「対日平和条約想定大綱」は「5、戦争より生じた請求権」の「(3) 返還」の部に次のように記載している。

「(i) 連合国から、強力強迫等により持ち去られたものを返還する。

軍票による購買物資についても、本件返還の対象とされる可能性がある。なおイタ

リア平和条約では、返還にあつて良好な状態に回復することを命じているが、日本については従来船舶以外には今まで同趣旨の指令は発せられていない（イタリア平和条約第 75 条 1 項、対日基本政策）。

- (ロ) 金銀（貨）については返還不能の場合は重量、純分の等しいものを連合国に交付する（イタリア平和条約第 75 条 8 項）。
- (ハ) 美術品、歴史的・考古学的物件については、現物を返還できない場合には、同種、同価値のものの返還を命ぜられる可能性もある。（イタリア平和条約第 75 条 9 項）。
- (ニ) 日本が接收した連合国の船舶は、捕獲審検所の決定の合法性の問題とは別個に、すべて修理の上返還する（GHQ 指令）。

2 対日平和 7 原則

1950 年 11 月 24 日国務省が公表し、1951 年 1、2 月ドレス使節団との交渉に際し 1 月 26 日先方から交付をうけた合衆国の「対日平和 7 原則」Statement of Principles Regarding a Japanese Peace Treaty の第 6 原則は「請求権」claim と題して、次のとおり述べていた。

「すべての当事国は、1945 年 9 月 2 日前の戦争行為から生ずる請求権を放棄する。但し、(a)一般に連合国がその領域内にある日本財産を保有する場合、及び (b)日本国が連合国財産を返還し、又は原状で回復できないとき喪失価格の協定された割合を補償するために円を提供する場合を除く。」

この原則に対し事務当局がいかなる意見を有したかは、当時（1950 年 12 月）条約局法規課作成の調査「対日講和条約に関する米国提案第 6 六項について」が「日本に与える影響」なる項で次のとおり述べているところから窺知される。

「米国提案各項は、条約に反映されるべき原則（提案前文参照）を示しているにすぎない。これら原則が条約上いかに具体化されるかは、予想が難しい。以下には、提案第 6 項が前記 4 のような意味で条約化された場合の日本に対する影響を考えよう。

(1) 有利な影響

連合国が「戦争行為から生ずる請求権」を放棄するということは、いうまでもなく日本に有利な原則である。放棄された請求権は、主として戦争損害の賠償請求権と

やく奪財産返還請求権である。（4 の(1)）。その中でも、賠償請求権の放棄が重要である。条約実施の日までに、すなわち占領期間中に満足せしめられたものを除き（4 の(1)(b)）、これら請求権が将来に向つて放棄されるということは、敗戦国たる日本にとつて非常に有利な点である。

前述のように（2(1)(a)及び前注 3）、ヴェルサイユ条約では賠償総額が未決定で、その請求原因だけを特定したため、戦勝各国の請求額は極端に莫大な数に上り、遂にドイツ財政を危殆に陥れ、ひいては戦勝諸国にも不利な影響を与えるに至つた。結局戦勝国は、その後の国際約束（条約彙纂第 3 巻第 4 部参照）で賠償額を再三軽減する措置をとらざるを得なかつた。それほどヴェルサイユ条約自体の規定は敗戦国に苛酷なものであつた。

今回の米国提案がヴェルサイユ条約に比して遙かに寛大なものであることは自明であるが、イタリア平和条約に比べればどうであろう。イタリア平和条約でも戦勝国の請求権行使が制限されたことについては前述した（3 の(3)及び(4)）。その結果、賠償については、ソ連及びアルバニア等 5 箇国を除く連合各国は、在自国イタリア財産の範囲内でのみ自国の請求権を満足しうることとなつた。これは、実質的に今回の米国提案とほとんど同様であるといわなければならない。このように類似共通の点はあるが、今回の提案は、イタリア平和条約と次の点で明らかな相違を示している。

(a) イタリア平和条約では一方的放棄が原則であつた（3 参照）が、今回の米国提案では相互放棄が原則である（4 参照）こと。従つて、米国の原案が厳格に条約中に盛り込まれるとするならば、戦勝国の請求権放棄は、イタリア条約第 80 条のようなあいまいな形ではなく、もつと明確に規定されるべきであろう。

(b) イタリア平和条約の場合、連合國中、国により賠償方法に差が設けられた。今回の米国提案は、少くとも明文に表れた限りでは、いずれの戦勝国も例外なく請求権を放棄しなければならぬと読まれる（但し、フィリピン等 2、3 の国がこの提案に強く反対する場合に、ある程度の妥協が試みられ、これらの国について特則が置かれるという可能性もあるであろう。しかし、今回の提案自体は、それをインプリケートしていない。）

(c) イタリア条約では、りやく奪財産返還請求権は放棄されない（第 75 条）。つまり米国提案は、イタリア平和条約に比べて請求権の相互放棄の原則に一層徹底してお

り（もちろん後段の留保はある）、従つて敗戦国に有利な提案である。なお、提案は、前述のとおり、条約成立後における賠償取立を否定していると解されるから、新たに国内補償の必要は生じないであろう。ただ、占領期間中の撤去等によつて私有財産に犠牲を課している限度において、国内補償措置が必要であろう（イタリア平和条約第 74 条 b、及び賠償充当設備撤去令第 10 条）。

(2) 不利な影響

次の 3 点は、それ自体としては、日本に不利である。

- (a) 日本が「戦争行為から生ずる請求権」を放棄すること。
- (b) 連合国は、在外日本財産からその請求権を満足せしめうること（これらの財産に関する日本の請求権は認められないこと）。
- (c) 連合国は、在日連合国財産に関する請求権を放棄しないこと。

いうまでもなく、(a)(b)及び(c)はいずれも国民の私権及び公私財産に特別の損失を与えるものであつて、同時に国内補償の問題を伴つている。例えば、在外財産喪失者への補償問題（イタリア平和条約第 79 条 3 項）、連合国により捕獲その他の行動を加えられた日本私船に関する損失補償問題（請求権放棄に伴つて生ずる）、連合国財産について合法的権利を有する私人に対する保護又は補償（これは国内法上の要請である）等がこれである。これらはすべて日本政府に巨額の支出を要求するものであつて、同時に国民経済一般への圧迫ともなる。これらの諸点において実質的不利を被るのである。

しかし、第 1 次及び第 2 次大戦の諸平和条約の先例から見ても、敗戦国に「戦争行為から生ずる請求権」が認められず、また、一方的に放棄させられているのであるから、(a)は、敗戦国が当然覚悟すべきことである。のみならず、米国提案では相互放棄が建前とされ、戦勝国も放棄するのであるから、日本としてはこの原則は甘受するほかあるまい。(b)及び(c)も、条約先例に徴し、敗戦国としては已むをえないものである。特に(b)は、国民及び政府により実質的に相当の犠牲を強いること前述のとおりであるが、これまた受忍すべきであろう。

要するに、今回の米国提案第 6 項は、日本に不利な点もあるが、それは敗戦国として通常受忍すべき種類、限度のものである。殊に同項中の有利な点、特に賠償請求権放棄の効果は他の不利を補つてなお余りあるものであり、全体として極めて寛大な

提案であると思われる。日本側としては、この原案がなるべく条約に生かされることが望ましいと思う。」

3 第 1 次交渉

1951 年 1、2 月ダレス特使との第 1 次交渉の冒頭に「対日平和 7 原則」とともに先方から受領した議題表は、10 に「賠償及び戦争請求権」Reparation and war claims と題して「これらの点に関し条約の規定はいかにあるべきか。日本の金」What should be the treaty provisions in these respects. Japanese gold. と簡単に記載してあつた。

これに対して、わが方は、1 月 30 日夕吉田総理の私見として見解を提出した。この文書は、「賠償及び戦争請求権」の項について、次のとおり述べている。

「1 賠償

工業施設による賠償については、すでに撤去された施設以上には取立が行われないこと、また、年間生産物又は金銭による賠償の請求が行われないことを切望する。

2 戦争に基く請求権

7 原則の第 6 に略述された処置に対してわれわれは異議を有するものではない。しかし、われわれは次のことを申し述べたい。

- (a) 日本の在外財産 連合国中日本と現実に戦闘行為には入らなかった諸国にあるすべての日本資産は、返還されることを希望する。現実に戦闘行為に入つた諸国にある日本財産のうち、私有財産については、できれば、特別の考慮を払われんことを懇請したい。戦争に基く請求権の支払にこれらが充当されるとした場合には、これら財産の所有者に対する補償の問題は、日本政府の裁量に一任されることを要請する。この問題は、日本の経済に重大な影響を及ぼす問題であつて、政府は、諸般の事情を勘案して公正な措置を講ずる所存である。
- (b) 掠奪財産 返還は、ほとんど終了した。この問題は、平和条約の締結とともに終了したものとみなされるよう希望する。
- (c) 在日連合国財産 在日連合国財産の返還をできる限りすみやかに完了するために、必要な措置を執られるよう希望する。
- (d) 日本の金 現在押えられているすべての金を返還されるよう希望する。」

1 月 31 日の総理ダレス第 2 回会談でダレス特使はわが方の意見に対しコメントした。

わが方作成の「会談録」は、特使が議題 10 に対するわが意見について次のとおり述べたことを記録している。

「賠償については、フィリピンなどが異論があるようだが、米国としては大体日本案に賛成である。

(イ) ウォア クレイトムについて

在外資産は、事実今までにほとんど処分済みで、従つて返還はできない。ただ、大公使館、領事館関係資産のごときは返還することになる。

日本人に対する補償の点は、日本の案に異存ない。

(ロ) りやく奪財産

少し残つてしていると聞いている。「クローズ」とすることはできないが、条約締結後半年とか 1 年の間にアピール・ツウ・ザ・コートを認めるというようなことにして委員間に話し合いたい。

(ハ) 連 合 国 財 産

異存ない。

(ニ) 日 本 の 金

米国としては返還したいと思うが、何かコンペンセーションを要請するかも知れない。」

りやく奪財産について、先方の考えを基に委員間で話し合いをはじめることに同意する前に、今一度、わが方切案を要請したいとの石黒賠償庁次長の熱心な希望があつて、2 月 5 日午前「りやく奪財産返還請求のため極東委員会の設定した期間は既に経過してゐる。返還もほとんど完了してゐる。残る案件も条約締結までに終了する見込である。条約で「完了」を確認されたい」との趣旨の文書をダレス特使に提出した。

5 日の会談で一席上前記文書を先方に交付したダレス特使は当方の申述した事情を了解したが在日連合国財産については条約実施後 18 箇月位の申請期間をおく必要あるべきかと思うといい、フィアリー随員からりやく奪財産については条約に言及しない方式はどう思うかと質問し、当方（井口、西村）から返還完了を確認することができればそれで結構なりと答えた。なお、会談の最後に先方は「対日平和 7 原則を基礎として米国の考へている平和条約の構想を認めた文書をお渡しする」といつて Provisional Memorandum と題する文書を交付した。

この文書は「今後における審議と利害関係国との間における今後の協議に従うことを条件として、合衆国は、次の方針に沿う平和条約を考慮する」と前置きし「前文」以下合衆国の平和条約の具体的構想を記述したものである。その「戦争から生じた請求権」Claims Arising Out of War の項は、次のように規定していた。

「すべての当事国は、戦争中 1945 年 9 月 2 日以前に執られた行為から生じた請求権を放棄するものとする。但し、

- (1) 各連合国及び与国は、大公使館及び領事館財産並びに二、三の他の限られた部類のものを除き、自国の領域内にある日本の財産を保留し且つ処分するものとする。また
- (2) 日本国は、日本国における連合国財産を請求により回復し、又は、右の財産が日本国政府の管理の下に取り上げられたと否とを問はず原状のまま回復し得ないときは、損失価格を補償するために円貨を提供するものとする。（これらの二つの例外の詳細は附属書第 1 に記述される。）

日本国は、降伏以降日本国における占領軍隊の存在から生じた一切の請求権を放棄するものとする。」

この文書は最後に「一般的陳述」General Observation として平和条約の構想全般に対する説明が付加してあつた。そのうちに「りやく奪財産の返還を請求する権利が存続することはないものとする」と明言してあつた。フィアリー随員がいつたように合衆国の構想は、わが方の要望を容れて平和条約にりやく奪財産の返還について規定せずして實際上返還の完了を認めるにあつた。

りやく奪財産については、これ以上彼我の間に論及されなかつた。

議題表及びこれに対するわが見解の陳述（英文及び和文）は附録 1 に、りやく奪財産と在日連合国財産に関する 2 月 5 日のわが方の要請は附録 2 に、合衆国の平和条約基礎案を説明した暫定覚書（英文及び和文）は附録 3 に収録してある。

4 第 2 次 交 渉

日本が平和条約草案を極秘裡に交付されたのは、1951 年 3 月 27 日であつた。同日午後外交部シーボルト大使は、目黒公邸に総理を来訪して、極秘として平和条約草案を手交した。戦敗国に対して連合国に対すると同様条約案を提示することは先例もない合衆国の好

意であると大使は付言した。(27 日夕公邸に招致され条約案を渡し研究方下令されたときの総理の内話。西村)。シーボルト大使はダレス使節団の離日後東京出発ホノルルで使節団と落ちあい、いっしょに帰華し、3 月 21 日東京に帰任したばかりであつた。

平和条約草案には、覚書がついていた。草案の作成の経緯と案の性格 — the annexed text is a composite text, not owing its origin to any one source. It is tentative and suggestive only — を明かにした簡潔な文書であつてりやく奪財産のような特殊の点に言及するところなかつた。条約案は 8 章 22 項より成り、第 6 章「請求権及び財産」Claims and Property 第 15 項に次のような規定がおかれ、りやく奪財産にふれるところなかつた。

“ 15. Japan will return, upon demand, within six months from the first coming into force of this Treaty, the property, tangible and intangible, and all rights or interests of any kind, in Japan of each Allied Power and its nationals, unless the owner has freely disposed thereof without duress or fraud. In the case of war loss or damage to property of nationals of Allied Powers in Japan compensation will be made in accordance with Japanese domestic legislation in yen subject to Japanese foreign exchange regulations.”

「第 15 日本国は、所有者が強制又は詐術によらず自由にその財産を処分した場合を除き、この条約の最初の効力発生の日から 6 箇月内に、要求に基き、各連合国及びその国民の日本国内にある有形及び無形の財産及び種類のいかんを問わず、すべての権利又は利益を返還する。日本国にある連合国国民の財産の戦争による喪失又は毀損の場合は、補償は日本国の外国為替に関する諸規則に従う円貨で日本国内法に従つてなされる。」

対日平和条約に関し、英国政府は合衆国とは別に独特の平和条約案を用意していた。このことは、1951 年 9 月のサンフランシスコ平和会議でダレス米国代表が対日平和条約案の作成経過と内容を説明した演説のうちで明かにしているとおりである。

1951 年 4 月ダレス使節団との第 2 次交渉の際、4 月 17 日、井口及び西村が先方の求めによつて外交部に出頭したとき、フィアリー随員は「英国案は機密である。米国政府は、これを日本政府に提示する地位にない。英国案の内示をうけたことは、絶対に秘密にされたい。」とことわつて部厚な英国条約案を内示し約 1 時間通読することを許した。先方が

わが方に内示した真意は「条約案を通読して、良く考えた上、意見を出してほしい。日本側の意見は、来るべき米英会談(注)に当り、資料として活用したい」とのフィアリー随員の言葉から察知されるところである。

(注) 米英会談は、6 月 4 日ないし 14 日ロンドンで行われた。

英国条約案は、10 章 40 条からなり付属書が 5 箇つき、イタリア平和条約と同型で戦勝国の戦敗国に対する平和条約であつた。第 5 章「戦争から生じた請求権」第 2 款「連合国財産の返還」の第 24 条は、1943 年 1 月 5 日の連合国宣言の原則によるりやく奪財産の返還に関するもので、イタリア平和条約第 75 条と全然同じ内容であつた。

18 日夜、高橋、安藤、三宅、藤崎、西村共同で英国案に対する意見をまとめ、19 日朝目黒公邸で総理に提示した。総理の英国案に対する不満は、はげしいもので、意見書は原案よりも調子の強いものになった。この意見書は、20 日午後井口次官からシーボルト大使に提出した。わが意見は「条約の内容は、多くはイタリア平和条約の条項を踏襲してある。日本の場合には、イタリアの場合と異なり、戦後 6 年に近い年月が経過し、その間に、連合国の占領管理の下に、戦争に起因する諸件案の処理が完了してある。また日本の非軍事化や民主化の基礎は漸く確立し、今後自らの責任で維持して行こうと決意している。英国案はかかる現実の事態の推進と完成とを妨げるものである。この見地から英案の条項のうちには、もはや必要を感じられないもの、又は、しかく詳細に規定する要のないものが少なくないように思われる。概言すると、米案が、はるかに望ましくあり、現実の事態に即応し合衆国において、あくまで既定方針どおり、米案の実現に努力されるよう衷心希望し、その成功を念願するものである」とした。

この意見書については、先方から更にわが方の意見を詳細に承知したいとの意思表示があつたので翌 21 日の午前及び午後高橋、安藤、後宮と西村は三井本館のフィアリー随員室で同随員に対し逐条わが意見を開陳した。わが方は、その際、りやく奪財産(第 24 条)について

「イタリア条約第 75 条と同様の規定であるが、日本は、終戦以来 6 箇年近くの歳月を経過し、本条の如きことは、現在殆んど実施済であり、平和条約発効までに完了するであろう。従つて、本条の規定は不必要である」

と述べた。

5 第 3 次 交 渉

アメリカの対日平和条約案とイギリスの対日平和条約案は6月4日ないし14日のロンドン米英会談で調整された。その結果作成された平和条約案は、6月24日ないし7月3日第3次交渉でアリソン公使からわが方に提示され、説明された。平和条約案は、7月13日公表された。この間、及び、その後における平和条約第15条(a)の案文の成立経過は、連合国財産補償に関係するところが深いから、第2章在日連合国財産で説明することにする。

6 平和条約第 15 条 (a) の りやく奪財産に対する適用

8月13日CPCにおける会議で外務及び大蔵代表出席一先方から「平和条約第15条(a)はりやく奪財産をカバーするとの解釈をワシントンから示された。日本の意見を承りたい」と述べた。当方は「文理解釈としてはそういえるかもしれないが、これまでの日米間の話合ではりやく奪財産はドロップされたものと了解する」と答え、さらに、「ワシントンは返還に関する部分のみならず補償に関する部分もりやく奪財産に適用があるのか」と反問した。

先方は「第15条はりやく奪財産をふくまぬと考えていた。で、りやく奪財産について規定を設ける必要があることを指摘したところ、第15条でカバーされているから心配ないといってきた。りやく奪財産は何年先になつてもそれとはつきりわかつたときは返還すべきであり、在日連合国財産のように9箇月という制限を付すべきでないと考える」と述べ、「連合国財産補償法案は、りやく奪財産をカバーするか」と反問した。

わが方は「然らず」と答えた。

先方は、第15条の解釈について日本政府の見解を提出するよう要望した。8月13日の会談要録は、附録4に収録してある。

日本政府の見解は、8月14日午後文書として外交部フィン書記官に交付した。この文書は、附録5に収録してある。要旨次のとおりである。

「第15条の文言は広くて平和条約締結後りやく奪財産の返還請求があればこれをカバーするに十分である。しかし、日本政府は、実際第15条が意味するところは、そうで

ないと了解する。

1. 日本政府は、1951年1月30日ダレス大使に提示した文書で「りやく奪財産は大部分解決された。平和条約締結と共に本問題は完結したと認められるよう希望する」旨を述べた。
2. 日本政府は、1951年2月5日ダレス大使に提出した文書で「りやく奪財産について極東委員会が設定した期限はすでに経過した。返還は、ほとんど完了した。平和条約の締結までになおしばらく時日があるから、それまでに懸案は解決すると思われる。従つて平和条約は単に本問題の解決を確認するにとどめるよう希望する」旨を述べた。

上記の文書を提出した会談でアメリカのある出席者は日本の見解をよく理解したといつた。いまひとりの出席者は日本政府は平和条約にりやく奪財産が言及されなかつたらどう思うかと尋ねた。日本の出席者は、それを歓迎する、但し言及しないことは問題が完結している意味と解するものなることを明かにした。

このような意見交換並びにりやく奪財産は現に大部分完了した紛争であること、それから、とにかく平和条約の発効までに解決し得るものであることにかんがみ、日本政府は平和条約案第15条は案文の普通の意味で在日連合国財産のみをカバーするものと解釈すべきである。」

フィン書記官は「ここに述べてある理由だけでは、第15条の解釈についてそれほど強い根拠のある議論とは思えない。ワシントンの解釈に反対といつてやると事面倒になる。自分の方でもCPCに連絡するから日本側でもワシントンの解釈をとる場合いかほど困るか、日本政府の解釈について再考の余地の有無を研究されたい」と述べた。

8月15日西村（藤崎同道）フィン書記官往訪の際同書記官は折よくCPCの係官とりやく奪財産について談議していた。係官は「ダレス・ミッションと話合があつた後で卑金屬何10(?)トンかのりやく奪財産が発見された。外にも同様のケースが最近にもある。賠償庁も知っているはずである。りやく奪財産ということがわかつた場合には何年先でも返還すべきである」との意見をくりかえした。8月15日の会談メモは、附録6に収録してある。

8月16日、CPCの要請でCPCで会議をした。

出席者 CPC。DS。外務。大蔵。賠償庁。

西村から「日本政府として従来話合の経緯もあり第 15 条はりやく奪財産をふくまないと解していたが、本条の文言はりやく奪財産をカバーすると考える」と述べた。(15 日、西村から石黒賠償次長に話しこの解釈に賠償庁の同意を取りつけてあつた)。

C P C 代表から「しからば第 15 条所定の期間の経過後、5 年先、10 年先にりやく奪財産が発見された場合に日本政府はどうするつもりか」と質問した。西村から「当該国との外交交渉で処理できよう」と述べたところ、石黒賠償次長から「りやく奪財産返還の法令上の根拠がなければ処置のしようなし」との異論がで、西村から「正当な所有権に基づかないで物を所持している場合、日本の法令はその者に所有者としての保護を与えない。取得時効は 20 年である」と説明し、C P C 係官は「日本裁判所において所有権の保護を求めるというのでは、不十分であり、日本政府として責任をとるべきことを明かにすべきである。関係連合国と個別取極を結ぶべきである」と主張し、わが方は平和条約第 26 条（最恵国待遇）の関係から個別取極に賛成しないと答えた。

結局 (1)個別取極の締結 (2)第 15 条の期間延長（フィン書記官提案）、(3)外交交渉の三つの方法があるわけであるが、日本としてはどちらをとるかとなれば第 3 の方法をとりたいと答えた。

これに対し先方は不満気であつた。が、この問題は、これで打ち切りとなつて、爾後彼我の間に取りあへられなかつた。

平和条約第 15 条のりやく奪財産に対する適用問題に関する彼我の交渉の記録は、附録 7 に収録してある。

第 2 章 在日連合国財産

第 1 節 平和条約第 15 条(a)

7 連合国の政策及びわが反応

在日連合国財産に関する連合国の方針は、1947 年 3 月 6 日極東委員会採択の対日基本政策に明定された。すなわち、連合国最高司令官は戦争中押収または没収された連合国財産を所有者に返還する権限を与えられ、財産が損害をうけ、または滅失している場合には所有者の補償請求権が留保されることになった。

他方、日本では 1945 年 9 月 13 日の連合国最高司令官の指令 SCAPIN-26 によつて政府は在日連合国財産の保存措置を執り、次で 1946 年 11 月 22 日の最高司令官の指令 SCAPIN-926 及びその他 3 箇の指令 (SCAPIN-1354, 22 Nov. 1946, SCAPIN-1880, 22 Apr. 1948, SCAPIN-1880/4, 22 Nov. 1949) によつて財産の所有者に対する返還を開始した。

平和条約の準備時代にわが方が在日連合国財産の返還及び補償問題についていかなる関心を有したかは、りやく奪財産に関すると同よう、当時 (1950 年 9 月) 外務省が外交部を通じて国務省に提出した「在日連合国財産及び枢軸国財産」United Nations Properties and Axis Properties in Japan なる調書が第一編「連合国財産」のⅦ「連合国財産に関する要望」Desiderata concerning United Nations Property で左の趣旨を述べているところから窺知される。

「1 返還

返還すべき財産は開戦後直接に日本政府、軍事、公共の機関又は個人の脅迫又は悪意ある行為 duress or wrongfull acts によつて移転された財産に限定し連合国人が自ら処分した財産をふくむべきでない。

返還請求に期限を付されたい。

2 保存

保存は敵産管理に付された財産のみならず敵産管理に付されなかつた財産に対しても行うよう命令されておる。修理費も日本が負担しているが修理は天災に基く被害の修理までふくんでいる。これは不当である。敵産管理に付されなかつた財産の保存は、いわば所有者不在の財産の管理と見るべきであつて、これら財産の保存のため支出した費用は返還してもらいたい。

3 特殊財産管理勘定

財産の所有者たる連合国人は特殊財産管理勘定に預託してある自己の財産の処分から生じた金額を自由に引き出すことを許容されている。自己の財産の返還を要求する意思ある連合国人に対してはこの引出を停止することにしたい。

4 補償

(i) 連合国人の補償請求権は、敵国人にのみ適用された戦時特別措置の直接の結果である損害を被つた財産に限定すべきである。日本人も外国人も同じように被つた避けられない戦争損害と自然的な損失は補償の範囲外におくべきである。